

裁判員経験者意見交換会議事録（平成30年9月14日開催分）

司会者：それでは、今月の裁判員経験者意見交換会を始めます。

司会進行を務めますのは大阪地方裁判所第5刑事部の長瀬敬昭と申します。
よろしく申し上げます。

本日御出席していただいている法曹三者の方の肩書とお名前、自己紹介をお願いいたします。

尾関検察官：大阪地方検察庁の公判部検事の尾関と申します。よろしく申し上げます。

清水弁護士：大阪弁護士会の刑事弁護委員会に所属しております弁護士の清水と申します。よろしく申し上げます。

大久保裁判官：大阪地方裁判所第5刑事部の大久保と申します。よろしく申し上げます。

司会者：それでは、これから始めていきますが、本日途中で10分間ほど休憩を取ろうと思います。休憩の前には事件の内容につきまして検察官、弁護人の主張・立証が分かりやすかったか、あるいは評議において発言しやすかったかどうかですね。また、恐らく量刑の考え方の説明ということを経験者から説明したと思うんですけども、こういう説明が分かりやすかったかどうかについて御感想をいただければというふうに思っております。休憩後は審理計画の内容ですとか、あるいは選任手続と公判手続との間隔についてどうだったか、皆さんそれぞれ違うんですけども、そういった観点から参加しやすい裁判員裁判のための工夫の点などについて御意見をいただければというふうに思っております。そして、守秘義務につきまして感想や意見などを述べていただきまして、最後に今後裁判所へ来られるであろう裁判員候補者の皆さんに対して皆さんの方からメッセージをいただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、1番さんから、どんな事件を御担当されたかについて説明をお願い

いします。

裁判員経験者 1：住居侵入，現住建造物等放火の事件を担当しました。

司会者：例えば，被告人と被害者の関係はどうでしたか。

裁判員経験者 1：付き合いをされていたみたいで，別れ話がきっかけでっていう感じだったと思うんですけど。

司会者：それで被害者の家に火をつけたと，こんな感じですね。

裁判員経験者 1：はい。そうです。

司会者：結論は覚えてらっしゃいますでしょうか。例えば，実刑だったか執行猶予を付けたかとかだったりですけども。

裁判員経験者 1：執行猶予付きだったと思います。

司会者：検察官が懲役5年を求刑して，判決といたしましては懲役3年，5年の執行猶予というふうになっていますね。ありがとうございます。

それでは2番さん，どんな事件だったかお願いいたします。

裁判員経験者 2：傷害致死事件で，両親が口論となっていたところに仲裁に入った息子が故意ではないけれども菜箸で傷害を負わせてしまって，父親が亡くなったという事件でした。

司会者：結論は実刑だったか，猶予だったかはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：3年の懲役でしたが4年間の執行猶予でした。

司会者：それでは3番さん，お願いします。

裁判員経験者 3：強盗傷人，強盗，強盗致傷，邸宅侵入の4件の連続です。求刑は懲役10年で，判決は懲役8年になりました。

司会者：ありがとうございます。3番さんの事件は事件が複数あったようでして，強盗傷人，強盗致傷は裁判員対象事件になりますね。それ以外に窃盗とか強盗とかがありましたよね。

裁判員経験者 3：そうですね，はい。

司会者：ありがとうございます。では4番さんお願いします。

裁判員経験者 4：息子が父親を殺害したという事件になります。

司会者：殺害に至るまでに何か経緯があった事件でしたよね。

裁判員経験者 4：複雑な家庭環境であって、最終的に金銭面で息子の方が切羽詰ってしまって父親を殺してしまったという事件です。

司会者：柳刃包丁で被害者の腹部等多数を突き刺したという事件でした。結論は覚えていらっしゃいますか。

裁判員経験者 4：懲役 1 1 年。

司会者：検察官が懲役 1 5 年を求刑して懲役 1 1 年の判決をしたという事件のようです。それでは最後 5 番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 5：被告人のうち 1 名は不動産業を営んでいたのですが、オーバーローン詐欺を行っていて、そこで暴力団の方と知り合ってしまったためにどんどん金銭とかそういうものを要求されてきたということで、被告人 2 名によって暴力団の方を射殺した。そしてその遺体を埋めてしまったという、そういうような内容でした。

司会者：罪名としては銃刀法違反とか、火薬類取締法違反とか、死体遺棄とか、そういう罪名です。事件としては一つの事件ですね。被告人が二人いたんですけども、結論は覚えていらっしゃいますでしょうか。

裁判員経験者 5：主犯の方が懲役 1 6 年、従属的な方が懲役 1 1 年という判決になりました。

司会者：ありがとうございます。本日は基本的には、自白事件における量刑事情の審理ということで皆さんにお集まりいただいたんですけども、5 番さんの事件だけ、一人の被告人は罪を認めて量刑だけが争点になりましたけども、被告人のうちの一人は幫助犯の主張をしていたということですね。判決では、幫助犯ではなくて正犯という認定をしたということになります。

それでは意見交換会ということで、法律家の方から質問していただきます。あと、皆さんの方から何か御意見がありましたら言っていただいて、答えられる範囲で我々もお答えしようと思っておりますので、まず私の方から皆さんに対して分かりやすい主張・立証になっていたかどうかといった辺りを抽象的にお

伺いしようと思っております。

手続につきまして若干復習いたしますと、一番最初に冒頭手続といって被告人に人間違いがないかどうかを確認し、検察官が起訴状を朗読するという手続の後に被告人、弁護人が当該事件について言い分を述べます。その後、冒頭陳述という手続がありまして、検察官、弁護人それぞれが、その事件をどう見ているかを主張するという手続をしますが、それに伴って冒頭陳述メモといったものが配られることになるということになっております。その後、証拠調べという段階を踏みまして、証拠書類の取調べ、そして証人尋問、被告人質問などを行いまして、最後に検察官が論告で求刑をして、弁護人は弁論をし、被告人が最後に意見を述べます。なお、場合によっては被害者からの意見陳述といった手続を踏まえまして評議に入るんですが、冒頭陳述に際して冒頭陳述メモというものが配られたと思いますし、あるいは論告、弁論におきまして論告メモ、弁論メモといったものが配られていると思います。具体的なものはお忘れかもしれませんが、分かりやすかったか、分かりにくかったかといった感想は覚えてらっしゃるかなと思いますので、皆さん全員に冒頭陳述メモ、あるいは論告メモ、弁論メモといったもの、紙ですね、これが分かりやすかったかどうかという点からちょっと感想を伺ってみようと思っておりますので、恐縮ですが1番さんからまたお願いします。どうだったでしょうか。

裁判員経験者1：よく分かりやすく書かれていたと思うんですけど。

司会者：それは検察官、弁護人両方ともでしょうか。

裁判員経験者1：はい。両方とも分かりやすく書かれていたと思います。

司会者：では2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：分かりにくいという記憶がないので、分かりやすかったのかなという感じですかね。他と比べられないので。

司会者：検察官と弁護人で何か差があったりとかはしなかったですか。

裁判員経験者2：ちょっと覚えがありません。

司会者：分かりました。後でまたちょっとお伺いしようと思います。

3番さんはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者3：検察官の冒頭陳述メモがすごく詳しくて分かりやすかったんですが、弁護側の方が割と簡単というか内容がちょっと少なくてあっさりしているという印象で、検察官のはすごく作り込まれているなと感じました。

司会者：多分情報量が多かったという話ですけども、情報量が多かったけども検察官の冒頭陳述の方が分かりやすかったということでしょうか。

裁判員経験者3：分かりやすかったです。

司会者：弁護人の方の冒頭陳述メモは、割とあっさりしたような感じに見えますけども。

裁判員経験者3：そうですね。文章でこういう人だったという説明が箇条書きになっているだけで、検察官の方は表を作って事件の順番なんかも分かりやすく書かれていたので、どうしてもそちらの方に目がいくというか、弁護人の方がちょっとやっぱりあっさりしているなという印象です。差は感じました。

司会者：ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：検察官、弁護人ともにシンプルだったという感想です。

司会者：検察官の方も冒頭陳述メモは割とあっさりしていたという認識ですか。

裁判員経験者4：あっさりしていたというよりは、被告人と被害者の関係だとか、犯行に至る経緯について、もう少し情報が欲しかったかなという感じです。

司会者：弁護人の方の冒頭陳述、あるいは弁論メモの御感想はいかがでしたか。

裁判員経験者4：あっさりしていたと思います。弁護人としても、被告人に有利な点を主張するのが難しかったのかなと思いました。

司会者：では5番さんよろしいでしょうか。

裁判員経験者5：私も検察官の方は時系列で書かれていてすごく見やすかったし、分かりやすかったと思います。弁護人の方もかなりあっさりしているん

ですけど、逆にシンプルに要点、見出しが記載されていまして私はこちらも正反対ですけども分かりやすかったと思います。

司会者：それでは、検察官，弁護士あるいは裁判官で御質問があればお願いします。

大久保裁判官：冒頭陳述メモとか論告メモ，弁論メモというのは事前に手元に配られるか，あとで紙だけもらうということもあるんですけど，皆さんが冒頭陳述とかを聞いているときには，お手元にはその書面があった状態だったのかどうなのかというのを聞きたいなと思います。

司会者：冒頭陳述メモ，論告メモ，弁論メモが配られるタイミングですね，検察官，弁護人がそういう行為をする前に書面が配られたのか，それとも，そういう行為をした後に書面が配られたのかについて覚えていらっしゃいますでしょうか。

1番さん，いかがですか。

裁判員経験者 1：ちょっと覚えてないですね。

司会者：2番さん，どうですか。

裁判員経験者 2：自分で読み進めていた気がします。

司会者：では，お手元にあったということですね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：3番さん，いかがですか。

裁判員経験者 3：もう手元にあった状態で，両方の説明を聞いたと思います。

司会者：4番さん，どうですか。

裁判員経験者 4：手元にありました。

司会者：5番さん，どうですか。

裁判員経験者 5：直前に配られて，それを見ながら話を聞いていたみたいな感じでした。

大久保裁判官：皆さん，お手元に多分書面があった状態で聞かれたということなので，それを目で追いながら聞かれていたと思いますが，それが分かりやすい

のか、それとも、書面が手元にない状態で話を聞く方が分かりやすいのか、どっちの方が分かりやすいのかなという点を聞いてみたいのですが。

司会者：皆さんはほぼお手元にあった状態を経験されているので、経験してない方を想像してもらおうということになります。何もなく、まずは検察官，弁護人の言っていることを聞き，それを聞いた後に書面をもらうということになりますが，そういう方法を想像されて御自分が体験されたものを比べられてどうだというのをお聞かせいただければと思います。逆に5番さんからお願いします。

裁判員経験者5：ないとしてですか。

司会者：何もなくて検察官，弁護人が冒頭陳述なり，論告，弁論をする。その後言った内容を書面で提出するということになります。

裁判員経験者5：私は画面に資料が映されたので，モニターを見てくださみたいな形で進めていってくれたので，最初は僕も見えてなかったので，それであればモニターに，もし出してもらえるのであれば逆に最初に配られていても分かりやすいかなと思うんですけど，やっぱり何もないとちょっと聞くだけではちょっと入りにくいかなっていうのはあります。

司会者：5番さんとしては，手元になくてもモニターなんかでは示してほしいということですね。手元に何もなくてやられるのは分かりにくいんじゃないかという意見ですね。4番さん，いかがですか。

裁判員経験者4：モニターにあれば逆に集中して見られるかもしれないんですけど，個人的にはやっぱり手元に書面があった方がいいです。

司会者：3番さん，どうですか。

裁判員経験者3：モニターでもないよりはいいとは思いますが，紙であると手元でメモが自分なりにとれたりしますので，やはり紙があった方がいいなと思います。

司会者：2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：読まれて，弁護人の方がしゃべられているものと自分の手元に

あるものが同じ、今お話されているものだと思うんですけども、目で見て分かるものをしゃべられている状態だとして、記憶としてはかなり間違えて読まれていました。

司会者：弁護人が書面に書いてあることと違ったことを言ったということですか。

裁判員経験者 2：読み違うところがあったり、結構話題にはなったんですけども、書いてある、こちらで読み進めている方が早くて、たどたどしくてまた間違えられてというので、結構それに神経を使うということが多かったので、そういう状態にもよるかもしれないんですけども、ある程度の資料があって、言葉で読まれる方は言葉で読んでいただくのが一番聞きやすいかなという感じですか。

司会者：清水弁護士が担当した訳じゃないですけども、そんな意見が出ましたが、いかがでしょうか。

清水弁護士：読み間違いですか。2番さんのこの事件はほとんど文章で表現されていますよね。

裁判員経験者 2：今この手元にあるものってはっきりちょっと分からないんですけども、そのときに手元にあったものと読まれていたものが確か同じ内容で、それを聞くときに、あ、こっちにはこう書いてあるんだけどみたいなのがちょこちょこっとあったと記憶しています。

清水弁護士：弁護士としては特にはないんですけど、書面でお出しする、見て分かるようにするっていうのは一つの大事なポイントだと思うんですけど、それより法廷で何を語るのか、論点を語るというのは口頭で伝えるべきではないかという話がありましてですね。だから口頭で伝えているのとお伺いしているのが違うということになると、残念ですがそれは駄目だということになりますね。

司会者：最後に1番さん、いかがですか。

裁判員経験者 1：手元にメモがあった方が多分分かりやすいかなとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。1番さんから5番さんまでの御意見を伺って、検察官と弁護士がそれぞれどんなことを考え、あるいはここを伝えたいということがあればお聞きします。

清水弁護士：3番さん、4番さんなどは弁護士から提出された資料がちょっと簡単だったとかあっさりだったっていうお話だったんですけども、それプラス、法廷で語った内容もあっさりだったのか、やっぱり法廷でいろいろ言ってるけれども、お手元の資料というのにもうちょっと詳しく書いてほしかったとか、そういうふうな御感想をお持ちなのかについてお聞きしたいと思います。

司会者：3番さん、いかがですか。

裁判員経験者3：記憶だと言葉の説明も割とあっさりしてらっしゃったんで、え、もう終わりみたいな感じで、ちょっとあやふやですけど、以上ですかって裁判官が聞かれたような気がしますので、すごく短かったように記憶しています。

司会者：4番さん、いかがですか。

裁判員経験者4：記憶がちょっと曖昧になりますが、検察官の方は意識されて丁寧に進めておられたかなというのがありました。弁護人の方は、口頭でもあっさりとして進めていたと記憶しています。

司会者：検察官や弁護士で質問があればしていただきたいと思います。

尾関検察官：皆さんにお伺いしたいのは、検察官の法廷での活動の中で、良かった点と悪かった点がもしあれば教えていただきたいです。

司会者：ではちょっと記憶を呼び戻していただいて、何か覚えていらっしゃればお話をいただきたいと思います。1番さんからよろしいですか。

裁判員経験者1：大分忘れてしまっていますが、多分すごく分かりやすく話もされていたと思うし、聞いていて多分何て言うんかな、ちゃんと分かりやすく説明されていたと思うんですね。悪いところは特になかったように思います。

司会者：検察官の個性にもよるんですけども、ちゃんとはっきり言って聞こえていたかどうかとか、何かぼそぼそとしゃべっていたとか、検察官は気にして

いると思いますけども、そういった意味で中身もそうだし、話し方なんかも含めて分かりにくくはなかったという感想だと思ってよろしいですか。

裁判員経験者 1：はい。そうですね。

司会者：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者 2：本当に申し訳ありません。記憶が。先ほど申し上げた点ぐらいです。

司会者：3番さん、いかがですか。

裁判員経験者 3：裁判員に対する説明はとても分かりやすく的確にさせていただいたかと思うんですが、被告人の方と検察官とのやりとりが結構エキサイトというか、ちょっと冷静じゃない部分と言いますか、被告人に対して言い合いになるようなところがあって、テンションが上がっているようなところがありました。そういうところで、ちょっと早口になったりして、今何て言ったのかなとか、怒っているように聞こえまして、ちょっと怖いなど思った覚えがありまして、そこは気になりました。

司会者：2日目に被告人質問というところがありまして、最初弁護人からの質問があって、その後に検察官から質問する、その場面ですかね。

裁判員経験者 3：そうですね。証人の方が来られて、その後に被告人に質問というか、それが詰問みたいな感じでは一って畳みかける感じで被告人の方に話、物を聞いたりして、被告人の方もちょっとかっとしてというか言い返したりして紛糾したような雰囲気になったところがありました。

司会者：もう少し冷静にやってもらった方が良かったということですかね。

裁判員経験者 3：そうですね。こっちがびっくりしてしまったところがあります。

司会者：4番さん、どうですか。

裁判員経験者 4：経緯などについて、もう少し細かく事情が確認できればよかったのではないかと思います。

司会者：4番さんが担当された事件は、内容といたしましては実のお父さんを殺

害した事件ですね。判決によると、犯行自体は平成29年9月11日に行われたんですが、前の経緯がかなり問題になっている事件のようです。平成17年4月頃からお父さんと被告人が二人暮らしをしているところをいろいろ細かい叱責を受けるようになって、あるいは平成23年に被害者が定年退職してからはさらにその頻度も多くなってきて、平成29年8月に被告人が借金をしてその関係でもお父さんから叱責を受けて、お父さんに対する不満や怒りを募らせて叱責等から逃れるために殺害に及んだという事件なんですね。その経緯のところで、もう少しどんなところが量刑を考える上で問題になるのかを明らかにしてほしいということですかね。

裁判員経験者4：評議の中でもこの情報がないのかというのが結構あったと記憶しています。冒頭陳述の中なのはよく分かりませんが、被告人からもう少し経緯などを聞いてほしかったと思います。

司会者：事前に冒頭陳述で明らかにするという意味ではなくて、被告人に被告人質問で経緯をちゃんと質問してほしかったと、こういうことですかね。

裁判員経験者4：そうですね、はい。

司会者：ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私のときは女性の検察官が担当だったんですけども、すごく分かりやすくはきはきとしゃべってもらって流れも良かったんです。そこはすごく良かったんですけど、悪い点がちょっとね、質問のときだったと思うんですけど、何名か来られている方と内輪でちょっと。

司会者：検察官が複数いたり、被害者参加人代理人弁護士などがいたりしたのでしょうかね。

裁判員経験者5：複数いてしゃべっている、しゃべろうとするときはその手前でちょっとこそとマイクの外れたところでもう一度何か話し合いをしてからこう言うっていうことが何度かあって、そこがちょっとスムーズさっていうか流れが聞いている方もちょっと止まってしまうような部分があったんですけど、ちょっと不安になりました。

司会者：尋問中ですか。

裁判員経験者 5：質問のときです。

司会者：ありがとうございます。以上のような意見を言っていただきましたけど、何かコメントがあれば、検察官、どうぞ。

尾関検察官：先ほど4番さんのお話はなるほどというふうに思うところがあります。というのは、検察官の冒頭陳述を見ると、犯行に至る経緯のところ就非常にあっさりしてる。こういう親子関係とか人間関係の中で殺意が芽生えたような事案の場合には、叱責とかでね。その叱責に正当性があるのかないかかっていうのもすごく重要になってくると思うんですね。親としてやっぱり当たり前のことを言っているけど、それを全然聞かない息子に対して当然のことの叱責を何度もしていただけなのか。それとも叱責の内容そのものが異常であって、そこまで言われたら誰でも殺したくなるよっていうことなのかが冒頭陳述からは全然分からないような気がしていて、もうちょっとこの出席していた検察官がこの種の事件のノウハウというか何と言いますか、ポイントにちゃんと気がついていればそういうことではなかったのかなとちょっと今聞いていて思いました。

司会者：では、他の点について何か御質問ありますでしょうか。

尾関検察官：冒頭陳述についてなんですけど、検察官は冒頭陳述を作るときにいつも悩むのは、分かりやすい冒頭陳述を心掛けようというのは当然のことなんですけど、もう一つは情報量が多過ぎても駄目だし、少な過ぎても駄目なような気がするんですよね。それで、冒頭陳述にちょっとテーマを絞っていただいて、冒頭陳述で皆さんのところには全事件のものがあるんですかね。

司会者：いや、御自分の事件だけです。

尾関検察官：御自分の事件だけですよ。例えば、2番さんの事件だとこういう冒頭陳述がこうあって、文字版が半ぴらがあって、次に家族関係の問題なんで人間関係が絵で描いてあって、これがもう一枚あってさらにこうあるんです。こういうタイプの冒頭陳述は人間関係がまさに問題となっている事案のときに

はこういう書き方をすることが多い。それに対して非常に対照的なのは3番さんの冒頭陳述で、人間の絵が全く出てこないんですよね。これは通りすがりの犯行みたいなもので人間関係が問題になっていないからこういうことになるんですけど、二つお伺いしたいんですけど、冒頭陳述をさらに分かりやすくするために、皆さんが体験された冒頭陳述をさらに分かりやすくするにはどうしたらいいかっていうことと、もう一つは冒頭陳述って何の役になっているんですかっていうのを教えていただきたい。

司会者：2番さんですかね。2番さんの冒頭陳述には1枚だけ経緯が記載されており、その後に家族関係が記載されています。さらに2枚目、3枚目でその家族関係の中でこんな問題が生じていたみたいになって書いてありますね。御記憶ありますでしょうか。分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者2：正直なところ、この絵をそのときに見たのか、記憶がなく、よく分かんなくて、印象に残っているのは当時の犯行が起きた、事件が起きたおうちの絵の方が重要っていう感じでそのときは感じていました。何しろ自白事件だったので、何か判断していく材料が少なかったなという印象の事件だったんですけども、なので、ごめんなさい。

司会者：検察官の今の質問で、冒頭陳述メモということで、証拠調べが始まる前ですね。証拠書類とか証人尋問が始まる前にまず冒頭陳述を検察官、弁護人がやるんですけど、言葉による冒頭陳述そのもの、あるいはメモが役立ったかどうか、どういう感想をお持ちですかっていうのは、2番さんいかがですか。

裁判員経験者2：この事件に関しては別に絵はなくても分かります。

司会者：絵がなくても分かるということですね。3番さん。

裁判員経験者3：前の日に選任手続で選ばれて、次の日から公判がいきなり始まりますので、全く真っ白なままで参加して、その日に事件を聞くので、やはりある程度説明といいますか、冒頭陳述メモを頼りにこの事件のことを考えていく、入っていくということになりますので、メモは詳しい方が背景ですとかそういうものを頭にそこから入れていかなければいけないので、そのものをいき

なり聞かされるものですから、個人的にはとても詳しく書いてある方が有り難いと思います。

司会者：具体的にお手元にある方が良いということですね。3番さんは事件がたくさんあるんですね。

裁判員経験者3：そうなんです、はい。

司会者：たくさん事件があるのでそれもあるんですけども、冒頭陳述に検察官から1枚の紙、そして弁護士から1枚の紙が提出されていますが、それが役立ったかどうかという点はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。事件が起こった場所で和歌山何とか事件、何とか事件って地名で事件が分かっていたので、頭の中でどうしても混乱してしまうので、時系列で詳しく書いてあるのでとても助かりました。いつもそれを見ながら考えたりしていました。

司会者：時系列の方が役立ったということですかね。

裁判員経験者3：そうですね。時系列で何々事件がどういう事件だったかというのが全て書いてある、一枚に書いてあったので、この冒頭陳述メモを見ながらこれをベースにして全てこれをベースにして考えていました。

司会者：少し補足をしますと、3番さんの担当した事件は、第1事実から第5事実までありました。第1と第2が被告人の叔母が管理する空屋から物を盗んだ事件、第3がコンビニで店員を脅して現金を奪った事件、第4がコンビニで現金を奪い、逃げるときに追いかけてきた店員を殴って全治8日間を要する鼻骨骨折を負わせた事件、第5が事務所、これ被告人の勤務先ですかね、事務所で売上金の集計作業をしていた従業員の顔面に催涙スプレーなどを噴射して、売上金を奪って、従業員に全治約1週間の両眼角膜障害の傷害を負わせた事件でした。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：5つを把握するというのは大変でしたか。

裁判員経験者3：大変でした。どの事件がどの事件だったか、ごっちゃになって

しまして、これは他の裁判員の皆さんもちょっと話していたんですが、ちょっと訳が分からなくなるねということで、何度も裁判官の方に聞き直したりして、今言ってもらっちゃったのはこの何々事件のことですかとか、3番目の何々事件のことですか、これをちょっとみんな裁判員はてこずっていたかなと思います。

司会者：発生場所や被害場所の土地名をとって〇〇事件ということにしたのですね。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：4番さんはどうですか。

裁判員経験者4：弁護人の冒頭陳述メモに被告人の家族の出来事が時系列で書いてあり、一覧性がありました。

司会者：ありがとうございます。5番さん、冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者5：私は、このA3のこのちょっと大きいタイプの紙だったんですけども、これ、3番さんが言われたように全く知らない状態でいきなり裁判に臨んで、これを見るだけでも自分の中ですっところ内容がもう入って、この後もずっとこれを僕も使わせていただいたので、とても分かりやすかったんで、とても役立ちました。さらに言うのであれば、もう少しさらにシンプルでいい、文字数とかを減らしてもらえたら、もっと分かりやすいと思うんですけど、でも、僕の中では、もうこれすごく分かりやすかったんで、何もこう不満とかそういう悪いイメージは全然ありませんでした。

司会者：5番さんは、まあ分かりやすかったと。希望とすれば、もうちょっと情報量を減らした方がいいかもしれないけれどもということなんですね。他方では弁護人の方の冒頭陳述は、この事件、被告人が二人いるので、弁護人の冒頭陳述についてはいかがでしたか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：これはいかがでしたでしょうか。首謀側の被告人についてはA4，2枚

で、先ほど言った幫助犯を主張して争った被告人の方が2枚というものなんですけども、これはいかがでしょうか。

裁判員経験者5：そうですね、こちらも、もう僕の中では先にもう検察官の方のやつが頭に入っているので、2枚ものとかシンプルな感じなんで、けれども何か検察官の方の冒頭陳述があったので、逆にこれはシンプルでも、あえて分かりやすかったなっていうのがあります。検察官の冒頭陳述が、きっちりしてくれていましたので。

司会者：分かりました。もし検察官がシンプルだったら両方ともシンプル過ぎて、ちょっと情報が足りないかなっていう感じなんですね。

裁判員経験者5：そうですね、弁護人の方がちょっとこういう形でシンプルでしたので。

司会者：5番さんの事件は、検察官の冒頭陳述はそれなりに情報を入れて書いてあるので、弁護人の方はシンプルでも分かりやすかったということですね。では、ちょっと最後1番さんになりますけど、1番さんいかがですか。

裁判員経験者1：この事件に関しては、すごく分かりやすいメモだったと思います。

司会者：冒頭陳述について検察官がA4、1枚ですかね。弁護人の方も冒頭陳述メモ自体はA4、1枚ということですが、検察官の方は、時系列で分かりやすく、弁護人の方は割と被告人の身上・経歴部分が多いんですけど、分かりやすかったということでしょうか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：一通り聞きましたけど、何か今あればお伺いしたいなと思います。

尾関検察官：検察官は冒頭陳述を書くときいつもすごいこう、考えて頑張ってるんでやっているんで、分かりやすいつて言ってもらえると、非常にうれしいです。

司会者：今の点で何か御質問ありますか。

清水弁護士：弁護人は検察官の冒頭陳述の後に、こちらの主張というか、後出し

の、言う権利と言いますか、そういうのがあるんですけども、皆さん、自白事件を担当されている場合には、弁護側としても検察官の主張する事実経緯については、あんまり争いがなくて、その事実は確かにそうです。例えば、こういう被害がありました。犯罪が行われました。でもここを見てほしいという、ポイントの部分だけを言ったりとかすることも結構あるので、事案によるんですけど。皆さんが経験した事件にフィードバックして考えていただいたら結構なんですけども、ここで、検察官は事実を一応言っていて、さらに弁護人の方が、被告人としては、こういう認識なんだというわけで、事実をもう1回言ったりすることもあるんですけども、その認めている自白事件だとお聞きになった後に、検察官が説明する事実経緯があった後に弁護人がですね、またくどく事実経緯を言うべきなのか、単にこう論点として、検察官の事実経緯に対する論点として、ここを考えてほしいという方が分かりやすいのかという点について御感想をお聞かせいただければと思います。

司会者：質問の趣旨は分かりましたでしょうか。では、1番さんからお願いします。今の弁護士の質問は冒頭陳述の場面になります。

裁判員経験者1：私はもう一度、言ってもらった方がいいかなと思います。

司会者：ありがとうございます。2番さんはいかがですか。

裁判員経験者2：私は、一度で大丈夫です。二度おっしゃっていただけたときの、目的が何かがよく分かりません。

司会者：3番さん、どうですか。

裁判員経験者3：その事件の実際の裁判のときは、弁護士さんはあっさりしてるなと思ったんですけど、そのときは本当に自白事件か、そうでないかという差もよく分からないのに、裁判が始まっていますので、あっさりしてると思いましたが、今、大体が分かって自白事件は余り争う、争点がないということでしたら、あっさりしていて良かったんだなと今は思っています。

司会者：4番さん、どうですか。

裁判員経験者4：そうですね。ポイントを示してもらえればと思います。

司会者：5番さん，どうですか。

裁判員経験者5：私もポイントのみをずっと聞いていましたので，ポイントを中心に説明してもらう方が分かりやすいと思います。

司会者：清水弁護士，いかがですか。

清水弁護士：別の質問です。皆さんこう裁判員として呼び出しを受けて裁判所に来られて，担当してもらう事件は，自白している事件ですっていうのになったときに，争う事件ではないのかと思って，何かほっとしたとか，嫌だったとか，そういうことを何かこう思われたことがあったのか。自白事件，被告人が認めている事件という話を出されたときに，どういう印象をお持ちになったのかについて教えていただければと思います。

司会者：5番さんの事件は，一人の被告人は争っていますけど，もう一人の被告人は認めているということで，ちょっと複雑ですけども，この事件，認めている事件なんですよというのが分かった段階が，恐らくは早い段階であったと思いますが，そういうことを聞いてどう思ったかという質問ですね。ほっとした可能性もあるのでしょうか。5番さんからお願いします。

裁判員経験者5：私もこういうのは初めてなんで，それを聞いたからと言って，何て言うんですかね。その，良かったというか，そこまでのこう余裕はなかったもので，こんな感じでいいですか。

司会者：4番さん，いかがですか。

裁判員経験者4：自白事件と聞いて，少しほっとした感じがあったかもしれません。

司会者：じゃあ，3番さん，お願いいたします。

裁判員経験者3：今になれば，自白事件か，そうでないかは，すごく大きな違いがあるっていうのが，分かりましたけれども，そのときは本当に，何も本当にほぼ，知識がゼロなので，自白事件ですという説明を受けたかもしれないですが，「えっ，それが何」というか，それが何を意味することだったのかは，ちょっと分からなかったというのが，初日の正直なところです。

司会者：2番さん，いかがですか。

裁判員経験者2：私も同じです。自白事件であることと，違う事件との大変さの違いが全く分からない状態でしたので，ほっとしたとかはないです。

司会者：1番さん，いかがですか。

裁判員経験者1：私も，全然真っさらのところであんな感じの，事件がどうか，こうとかいうのが全然分からない状況で，なっているの，何がいいのか，悪いのかも分からずという感じなんで，ほっとしたとかはないですね。

司会者：他の関係で質問はありませんか。

尾関検察官：次に論告について伺いたいですけれども，皆さんが体験された論告で，「ああ，なるほど検察官の主張は，それは，そのとおりだな。」って思ったことがもしあったら，教えていただければと思います。それから，逆に，「いや，それは違うだろう。」っていうのがもしあったら，教えていただければと思います。

司会者：証拠調べがあり，証人尋問，被告人質問も終わりました。一番最後の場面ですね。これから検察官の論告に入りますという段階で，論告メモが配布され，論告があったと思います。その論告を聞いてですね，なるほどと思ったのか，いやちょっと違うと思ったのかということになりますが，いかがでしょうか。1番さん，お願いします。

裁判員経験者1：あんまりちょっと記憶に残ってなくて，特に何も思わなかったんですけど。

司会者：2番さんどうでしょう。検察官の質問としては，検察官の論告について，なるほどと納得されたのか，いやちょっと違うんじゃないかというふうに思われたのか，そこら辺の感想はいかがでしょうかと質問です。

裁判員経験者2：もう単純に，そのままでした。

司会者：そのとおりだということですね。3番さん，いかがですか。

裁判員経験者3：検察官の論告メモは，すごく詳しく書いているということもありますし，説明も割と長く詳しくあったのもあるんですけど，ちょっと中立でい

なければいけないんですけど、どうしてもちょっと検察官寄りに、メモを見てるとなってしまうなど、それは悪くは全くないとは思いますが、ちょっとこう、中立でいなければいけないなど何度も思い直した記憶がありますので、メモにもそういう力があるなと思いました。

司会者：検察官の論告が終わった後、弁護人が弁論を行いますので、弁護人の弁論のときには、弁護人の言うとおりでなっている感じはなかったんですか。

裁判員経験者 3：いや何か、そんなに熱心さがなくて、弁護士さんのね、ちょっと、あっ、クールやなって思った覚えがありまして、どうしてもやっぱり、熱かったのは検察官の方が、ちょっと熱い方だったので、ちょっと引っ張られてるなって自分で、何度も感じたことを覚えています。

司会者：むしろそれで、裁判員として冷静にならなきゃいけないなと思ったというのでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。4番さん、いかがですか。

裁判員経験者 4：論告については、検察官の言うとおりでと思いました。

司会者：5番さん、いかがですか。

裁判員経験者 5：はい。冒頭陳述メモからの流れがあって、それが論告メモに続いているような感じで、とても分かりやすく逆にも僕も、検察官にこう、引っ張られているような感じはあったかもしれないです。それぐらい分かりやすかったことが、こう、ああ、なるほどと思ってしまって、その内容に。

司会者：質問なんですけども、論告の中で、3番さんと4番さんと5番さんは、その求刑のところでグラフがつけられていて、量刑傾向というグラフが利用されているんですけど、そのグラフも論告のときに役立ったかどうかについて、お伺いしたいんですけど。3番さん、いかがですか。

裁判員経験者 3：そうですね。どんな事件だったら何年とかいうのも全く分からずに行っていますので、ある程度、基準になったことは確かです。

司会者：4番の方、どうですか。

裁判員経験者 4：同じような事件については、同じような量刑をすべきなのかなと思いました。

司会者：5番さん、どうですか。5番さんの事件は、幫助犯を主張し争っている方の被告人がいましたよね。この被告人は幫助犯だったことを主張して、前提として、幫助犯ならこれぐらいという意見を言って、結論的には正犯で決まったんですけども、この辺、この幫助犯を前提とした弁護人の主張というのは、どうだったんでしょうか。

裁判員経験者 5：ちょっと弁護人の方が何か、例え話をされたんですよね。この内容について、例えた内容がすごく頭に入ってこなくて。後で話をしたんですけど、同じ裁判員の方も、ちょっとあの例えはちょっと分かりにくかったし、ちょっと納得いかんかったなっていう感じでした。

司会者：弁護人としては、よかれと思って、例え話をしたんだけど、皆さんには全然通じなかったということですね。

裁判員経験者 5：はい。

尾関検察官：冒頭陳述もそうですが、論告も検察官は、本当に魂を削るようにして作っておりますので、それが分かりやすいと言っただけで、非常に有り難いです。

司会者：私から質問させていただきます。裁判官の方から量刑では、こういうふうに考えるんですよと。こうやって決めていくんですよっていう一般論的な説明があったのではないかと思われるんですが、ちょっと記憶を取り戻していただいて、それが分かりやすかったのかななどについてお聞きしたいんですけども。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：説明がありまして、でも裁判官の方の説明は分かりやすく、頭に入りやすかったです。

司会者：検察官の量刑の表を前提に説明があったのでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね、はい。

司会者：4番さん、いかがですか。

裁判員経験者 4：分かりやすかったです。

司会者：3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：裁判官の方がホワイトボードに書きながら説明してくださったので、分かりやすかったです。

司会者：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者 2：スクリーンに映し出していただいたとき、それを見て、もう、絶句しました。

司会者：絶句ですか。

裁判員経験者 2：え、もう決まっているじゃんみたいな。

司会者：御自身の担当した事件は、もうほぼここだっていうということでしょうか。

裁判員経験者 2：そういう感じになりました。もう他の事件について内容がすごく残酷なものがいっぱい並べられていて、もう意図的な何か、殺人事件だったりって印象なんですけども、これに関しては、そうするとじゃあもう、これだよねっていう感じでした。

司会者：恐らく、量刑の資料ということで、グラフとかですね。こんな事件だとこういうことになっていますという資料を御覧になったのかなと思いますけども。その前の段階で、刑罰は一般的にこういうふうに決めるんですよというように、例えば犯行そのものから、犯行行為とかですね、犯行態様とか動機辺りを中心に考えて、前科とか、反省しているかどうかっていうのは、ちょっと調整要素なんですけどみたいな説明は、御記憶ないでしょうか。

裁判員経験者 2：申し訳ありません。その図が衝撃だったので、あったのか、なかったのか、余りにもそこで自分たちで考えるっていう時間があったのか、記憶にないです。

司会者：もう量刑資料なんかを見ると、この事件はこれぐらいかなっていうふうに、思われた。こういうことですかね。

裁判員経験者 2：私の中では、もうそう思いました。

司会者：1番さん、どうでしょう。

裁判員経験者1：ホワイトボードを使って、説明して下さったので、すごく分かりやすかったです。

司会者：1番さんの事件では、執行猶予が付いているので、実刑ではなくて執行猶予なんだなっていう、そんな感じですかね。結論というか。

尾関検察官：基本テーマとかぶるんですけども、量刑を決めるときの判断材料となる事実には、大きく分けて犯情、つまり犯罪そのものがもっているところの悪質さと、一般情状、つまりそれ以外の様々な情状があります。例えば出所すれば、私が雇ってあげるからっていう人がいるとか、家族が社会復帰を支援することを約束しているとか、そういう犯罪事実そのものではないところの情状事実を結構挙げることになります。二つあるんですけども、その辺は、裁判官から説明されてすぐに理解できたかどうかっていうのを、教えていただけますか。

司会者：では一番最初に裁判官からの説明で、犯情、犯罪事実に関係するところと、一般情状という言葉を使っていたのかは分かりませんが、そういう説明をしたんじゃないかと思います。そういう考えがずっと頭に入ったかどうかですが、いかがでしょうか。3番さんからお願いします。

裁判員経験者3：毎回何か説明しているのでしょうか。

司会者：多分、量刑の説明のところでは裁判官は、犯情とって、犯罪事実に関係する犯行態様とか、結果とか、動機とか、そこら辺が大事で、さらに反省しているかどうかとっていった辺りを調整要素として、量刑を決めていくんですよと説明したんじゃないかと思うんですけども、そういう犯情と一般情状ですよというような説明が、理解できたかどうかという質問です。

裁判員経験者3：そうですね。もう、本人は認めているので、その後でどうするか。罪を償った後にどうするかっていうことを中心に、裁判員の方は、皆考えていました。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：そういう説明をされたかどうか、覚えていません。

司会者：最初にそのように説明されていたとしたら、多分理解できたということでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：5番さん、お願いします。

裁判員経験者 5：私もこういう説明はあったと思います。ただまあ、正確に自分の中でそれが、理解できたかどうかというんじゃないんですけども、ある程度こう、ぼやっとした感じでは、分かったので、そういう説明がありました。

司会者：1番さん、お願いします。

裁判員経験者 1：説明はあったと思うんですけど、そのずっと頭に入ってくるのかって聞かれると、すつとは入らない感じですかね。

司会者：一番最初からすつと頭に入るほどじゃないけどもという感じでしょうか。ありがとうございます。2番さん、どうですか。

裁判員経験者 2：そういう説明をしていただいたはずですよ。全てにおいて、担当していただいた裁判官の説明は、分かりやすかったと印象に残っていますので。分かりました。

司会者：ありがとうございます。よろしいですね。

それではちょっと時間も過ぎてまいりましたので、中身というよりは、審理計画ですかね。あるいは選任手続と公判が始まるまでの間隔ですよ。参加するに当たり、皆さんは、お仕事をお持ちの方のようですので、勤務先が早く送り出していただいたのか、ちょっと難航したとかを含めてですね、参加しやすい裁判員裁判を行うための工夫みたいところで、何かお聞きできればと思います。

審理計画、日程ですね。私が把握しているのは、この審理計画表の予定だということで、実際にそのとおりにやったかどうかは分からないんですけども、私の手元にある審理計画では、1番さんの事件は、前の週の金曜日、選任手続がありまして、翌週の水曜日から始まりました。予定では、水曜日、木曜日、金

曜日まで通して、判決はその次の週の木曜日ということで、3週にわたっているんですね。選任があつて、審理があつて、判決まで、ちょうど3週にわたっています。

2番さんの事件は、月曜日に選任があつて、翌日の火曜日からスタートで、もう1日で審理が終わって、水曜日は空けて木曜日に論告、弁論、結審とやっつて評議。その週の金曜日には判決。土日挟まずに1週間ということでした。

3番さんの事件は、その週の水曜日に選任されまして、木曜日から公判が始まりまして、木、金と審理を行つて、土日挟んで月曜日に結審、論告、弁論をして、評議をして、水曜日に判決になります。

4番さんの事件につきましては、前の週の木曜日に選任。それで、翌週の水曜日がスタートという記録になっています。水曜日から裁判が始まりまして、水、木と審理し、金曜日に論告、弁論をやつて、そして、翌週の火曜日に判決となっています。

最後、5番さんの事件は、長い事件になりまして、前の週の水曜日に選任があつて、翌週の月曜日からスタート。月火水と審理を行つて、木曜日に結審、論告、弁論をして、金曜日に評議があつて、土日を挟んで月曜日に更に評議を行つて、木曜日に判決をする。審理が月曜日から正味1週間丸々お越しただいで、さらに次の週の月曜日もお越しただいで、木曜日に判決を行うとなっています。

記憶をちょっと思い起こしていただいで、そういう審理計画だったと思いますが、例えば選任と裁判が始まる第1回公判が始まるまでが短いパターンと若干空いているパターンがありますが、御自分が経験していないものは想像になるんですけども、どうだったかですね。あるいは、1番さんの事件なんて3週にわたってるんですけども、やろうと思つたら1週間のできる事件だと思うんですけども、そういう3週にわたるのがいいのか、もうちょっとぎゅっと詰めの方がいいのかどうか、そこら辺をお聞きできればと思います。

1番の方、お願いします。

裁判員経験者 1：裁判員に選ばれたときにちょうど子供が生まれて、数か月ぐらいのときで、保育所に預けるといことがちょっとまだできない状態で、決まるかどうかまだ分からないけど決まったら、誰かに見てもらわないといけないので、旦那に会社の方で、休みを取ってもらってという形をとって参加させてもらっていたので、もう私は長くてもゆっくりこうできたから、良かったかなって子供がいたたのでというのがありましたけど。

司会者：お子さん生まれたばかりで、辞退しようと思ったら多分できるんじゃないかと思うんですけども、そこはお考えにはならなかった。

裁判員経験者 1：そうですね、ちょっと興味があるというか、参加はしてみたいなっていうのがどこかにあったので、辞退はしなかったです。

司会者：今回の3週にまたがったのは、自分では良かったということでしょうか。2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私は、会社に勤めてはおらず、フリーで、自分で仕事をしているんですけども、その日が丸々空いていました。なので、スムーズに参加できました。

司会者：特にその、お仕事の予定をずらしたりとか、そういうことはなかったということなんですね。

裁判員経験者 2：もう、来るしかないっていう状況でした。

司会者：2番さんの事件は、月曜日に選任手続を行い、同じ週の金曜日には判決でしたが、ぎゅっと詰まり過ぎて、困ったというような記憶はないでしょうか。

裁判員経験者 2：1日空いたことすら忘れていたんですけども、空いてるんですよね。

司会者：水曜日、空いていますね。

裁判員経験者 2：空いていたのか、ちょっと覚えてないぐらいです。空いていたのなら、まとめてくれて良かったと思っています。

司会者：3番さん、いかがですか。

裁判員経験者 3：私は、派遣社員なんですけども、選任の日は、有給休暇を勝手にというか、自分で取りまして参加しました。どうせ受かるわけないということで、自分の休みを利用して行ったんですが、選ばれてしまったので、それで、次の日からもういきなり始まるということで、もうその半日しか考える時間がないというか、派遣会社の方に連絡しましたところ、どうしても反対されたらもう辞退するしかないかなと思ったんですが、派遣会社の制度で、特別有給休暇というものが裁判員になったらもらえるってということで、それを使って休んでもいいってということで、派遣先にも理解がありまして、是非、ちょっと仕事、繁忙期だったので、相談はしたんですけれども、そういうことでしたら制度を利用して行ってくださいということで、たまたま派遣先、派遣元の両方理解が得られましたので、自分の有給休暇が減らない形で、選任手続の日にさかのぼって休暇をいただくことができましたので、そういう点ではそのように参加できました。

司会者：ありがとうございます。是非、他の会社もそういう制度を導入していただきたいなと思うわけなんですけども、今のお話ですと、選ばれた場合には、どうなるという情報はその派遣先やら派遣元には、選任の段階までは説明していなかったのでしょうか。

裁判員経験者 3：そうです。もう全く受かるはずはないと、何十分の一とかも聞いていたので、ネットで調べたら、何十人も来てその中から6人とか8人なので、受かるわけないってということで、一応選任手続までは義務というか。休み取ってでも行く。行かないといけないってということで、行ったんですけれども。

司会者：そうしますと、逆に選任手続で選ばれましたと会社に報告されて、いやそんなん駄目って言われたら、そこで辞退ということになったんですかね。

裁判員経験者 3：もし次の仕事がやれなくなったらどうしようというのはありましたが、ただ制度があることは知っていました。

司会者：最初からそういう特別有給休暇の制度があったから大丈夫だろうという

ことですかね。

裁判員経験者 3：はい。そうです。大手の派遣会社だったので、多分、オーケイをもらえるだろうということで、相談しました。

司会者：そういうふうに支障がなかったんですね。ありがとうございます。5番さん、いかがですか。

裁判員経験者 5：私の方は、会社の規約でそういう休暇というか、特別休暇をもらえるということだったので、選任が終わってすぐに報告して休暇は取れました。その仕事の段取りがあるんですけど、結構、選任されてから、決まっただけの時間が余りなかったもので、どうしてもここで短い時間でいろいろな私の仕事とかを動かしてもらう時間がなくて、どうしてもバタバタしてしまったというのは覚えています。後、そこからまた、裁判所に来てからずっとこう1週間連続で、また土日は置かずに続いたんですけども、そこで殺人事件という形で、いろいろなことを審理していくという、その心が病んでくるというか、ちょっとこう重たくなってきているんですが、それがずっと続いていったので、ちょっと精神的にしんどい部分もあったし、仕事に関しても、どっかで間があってこう仕事の方に戻れた方が私はやりやすかったかなというのはあります。

司会者：選任手続の後、翌週の月曜日から次の週の月曜日まで連続して裁判所にお越しいただいたのですが、連続した1週間よりは、1日か2日くらいは裁判所に来ない日を作った方が良いということでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。

司会者：また、選任から第1回公判期日まで、土日を含めて4日間あったのですが、その4日間では仕事の段取りがつかなかったということでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね、一応、会社の方の就業が土日は休みなので、木金の2日しかないもので、そういう形ではちょっと厳しかったかもしれないです。

司会者：検察官、いろいろ聞きたいこととか、参加しやすい工夫という観点からの質問は何かありますか。

尾関検察官：質問ということではないんですけども、僕もやっぱり選任手続が

あって、本番が翌日であったり、当日であったり。つまり朝、選任されて午後、本番ということに対しては、結構何か、抵抗というかそれはっていう、うわさは聞いたことがあるんですけど、やっぱりそれは皆さんどうなんですか。やっぱりこう、空けてもらった方がいいのですか。

司会者：選任とスタート、特に僕もやってるんですけど、午前中選任して、選ばれた午後から裁判が始まりますというやり方もあります。自白事件ですけどね。それを想定した場合に、1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私は金曜日に選任があって、その次の週の水曜日から始まったので、ちょっと期間があったので、私的にはちょっと良かったです。次の日から始まるっていうよりかは、良かったかなと思っています。

司会者：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者 2：もう、日程に関しては、そのときそのときでって、このときはたまたま4日間空いてたところが、ちょうど、はまったので、良かった点もあります。私自身は、もう別に午前中に選ばれて、午後からっていう場合でも特に構わない気がしています。

司会者：3番さん、いかがですか。

裁判員経験者 3：はい。水曜日の午前に選ばれて、木曜の朝からもう裁判が始まるということで、本当に準備もする時間もほぼなく、ちょっと1日、2日空いていた方が、水曜日に選任手続があったら、翌月曜からぐらいだったら本当は、有り難かったかなと思います。

司会者：お仕事の段取りとかそこら辺ですか。

裁判員経験者 3：そうです。段取りとか相談とか、あと、自分のこう準備とか、子供の準備がちょっと欲しかったかなと思います。

司会者：4番さんはいかがですか。

裁判員経験者 4：週に1日くらいは裁判所に来なくてもいい日があるといいのではないのでしょうか。

司会者：5番さん、お願いします。

裁判員経験者 5：私もやっぱりできれば、1週間とは言わないですけど、選ばれてから時間をいただいた方がやりやすいかなと思います。

司会者：どういうことに使いたいとお考えでしょうか。

裁判員経験者 5：仕事の段取りとかですかね。自分が受け持っているものをこう、分担していかなきゃいけないので、やっぱりちょっと時間をかけてある程度こう、やっていかないと、まあまあ周りの協力はあるんですけども、その中でも段取りもあるので、そこら辺の時間があれば良かったと思います。

司会者：他の方はありませんか。じゃあ、裁判官どうぞ。

大久保裁判官：1日の審理予定で、午前10時から午後5時までという形と、日によっては午後5時よりも前に終わるといった形があるのですが、皆さんの疲労度を考えると、どのような日程の組み方が良いでしょうか。

司会者：皆さんの審理予定によれば、午後5時までの日があったり、早く終わる日もあったりするようですが、何がご意見があれば伺います。5番さんどうでしょうか。

裁判員経験者 5：私はできれば詰めていくんじゃないかと、やっぱりちょっと早く終わる日も作っていただいて。僕の場合はそういう時間配分があったのでその点は良かったかなと思っています。あらかじめスケジュールに入ってしまうと逆にそういう形にしてもらえたら気分的に楽かなと思います。

司会者：4番さん、いかがですか。

裁判員経験者 4：やはり、余裕があった方が良くと思います。私が担当した事件では、初日に予定されていた証人が一人来ませんでした。

司会者：4番さんの予定では裁判が始まって、証拠書類を調べた後に恐らく弁護側証人だと思うんですけど二人尋問するはずでしたけど一人来られなかったのでしょうか。それで、その一人の尋問が翌日にあったのでしょうか。

裁判員経験者 4：いや、もうそれはなしになりました。

司会者：ありがとうございました。3番さん、お願いします。

裁判員経験者 3：私は結構、始まる前に、9時半ぐらいに集合して5時までぎっ

しり詰まっている日もあったんですけれども。もう少し早く終わった日もありまして。日程的にはちょっと詰めていただいた方が、結構、意外なほど休憩はたくさんいただけまして。小刻みに20分ぐらいの休憩を。ちょっと何か進んだらすぐ休憩という感じで少しずつ挟んでいただいていたいました。お昼休みも長かったので、これぐらいだったらぎゅっと詰めていただいても大丈夫だなと思いました。

司会者：休憩を取り過ぎじゃないかという話ですかね、もしかしたら。10時から5時までと言っていたのに、休憩が長い。そんなには詰まってないんじゃないか。こんな話ですか。

裁判員経験者3：いや。結構びっしり5時まで。10時から5時までであった日は休憩がたくさんありました。他の早く終わった日をもっと詰めてという感じですよ。フルタイムで短い方が自分的には良いと思います。これぐらい休憩があれば大丈夫だなと思いました。

司会者：例えば期間を短くして、ということですね。

裁判員経験者3：そうですね。私は仕事が不規則なので。夕方から空きたい日もあったりということがあれば短い方がいいです。そこはタイミングで何とも言えないんですけれども。体力的なこととか心境的なこととかからいうと長くても別に大丈夫です。ただし、おっしゃっていただいたように休憩はある程度。余りみっちり詰めて1日というのも辛いからという感じですね。

司会者：ありがとうございます。大体裁判所としても1時間に1回15分から20分程度休憩は取ろうということで、スケジュールを組んだつもりなんですけどそれぐらいだったら10時から5時まででも大丈夫ということですね。

裁判員経験者3：そうですね。ただ、余り休憩に時間を取っているんだったら、もう少し早く帰れてもという気持ちも。

司会者：ありがとうございます。1番さん、よろしくお願いします。

裁判員経験者1：私は10時から5時とかでも全然大丈夫ですね。途中途中で休憩もありましたし、早く帰れるときもあったので。特に問題ないかと思いま

す。

司会者：他に質問はありませんか。

尾関検察官：皆さんの中で自分が体験した裁判員裁判における評議の日数，時間が足りなかったという方がもしおられれば教えてください。どのくらいあった方が良かったのか。

司会者：そうですね。まず確認しますけども，1番さんですが，私の持っている予定表では水曜日1日審理をやって，木曜日午前に結審して，それが終わった後は評議になるという予定で，金曜日にも1日評議をやり，その次の週の木曜日の午後に判決ということになります。判決日の木曜日の午前は多分評議はなかったと思いますけども。木曜日，金曜日に評議ですかね。それを前提に足りたのか余ったのかちょうど良かったのか。何か，御感想などありますでしょうか。

裁判員経験者1：ちょうど良かったと思います。

検察官：ちょうど良かったですか。

司会者：2番さんは丸1日審理をやり，その二日後に結審して，評議に入りますかね，そして金曜日の午後に判決ですが，いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者2：はい。裁判員制度として行うということではちょうど良かったと思います。

司会者：3番さんは二日間にわたって審理をして，三日目の朝一番で結審をやって評議。1日を挟んで午後判決ということですが，判決日の午前中に何か評議しなかったんですか。

裁判員経験者3：その時間はもう予備でしたので，用意されていた判決の日の評議の時間を使うことはありませんでした。だから，私の担当した事件の場合は，十分足りていました。

司会者：4番さんは1日半ほど審理をして，三日目の午前中に結審して引き続き評議，もう1日評議をして，その翌日に判決を迎えました。評議の時間は足りていたでしょうか。

裁判員経験者 4：評議の時間としては足りていました。

司会者：5番さんは、丸三日審理をし、四日目の午前に結審して、引き続き評議、更に二日評議をして、二日空けて判決を迎えました。この審理予定どおりだったのでしょうか。

裁判員経験者 5：最後の判決の日に少し早く集まって、そこでまたもうちょっと話を行いました。若干、評議の時間がぎりぎり足りるか足りないかという感じでした。もう少しあっても良かったなというのがありますね。

司会者：月曜日の評議は3時までで終わっています。通常5時までということが多いですが、多分裁判所の都合か何かで3時で終わっていると思われます。この2時間分がちょっと足りなかったという感じですかね。

裁判員経験者 5：そうですね。そう言われたらそうなるかと思えます。

司会者：他に御質問はないですか。清水弁護士、よろしいでしょうか。

清水弁護士：日程で適宜休憩を皆さん、取っています。例えば、証人尋問の途中で休憩があったりとか、検察官や弁護人の質問の途中で休憩とか、そういうタイミングはあると思うんですが、ここ、休憩を取らなくてももう少し聞きたいなとか、そういうふうな、もうちょっとやってもいいのになとか、さっきとかぶるところもあるかもしれませんが、もうちょっと聞いても大丈夫なのになというような。聞きたいなということなど、そういうことはなかったでしょうか。

司会者：証人尋問あるいは被告人質問について、途中で休憩を取られていたと思いますが、そこら辺を思い起こしていただければと思います。1番さん、お願いします。

裁判員経験者 1：特に何も。休憩がとかもうちょっと聞きたいなとかというものなかったと思います。ちょうど良かったんじゃないかなと思います。

司会者：ちなみに、1番さんは予定ですと被告人質問は弁護士から聞いて休憩を取って検察官から聞く。そして、その後裁判所が聞く。その後証人ということで、お母さんと妹さんですかね。お二人来られていますかね。それにつきまし

てはもう休憩なしですね。

裁判員経験者 1：多分そうです。

司会者：2番さんはどうでしたか。

裁判員経験者 2：まどろっこしい感じは全くなく、スムーズに進んだ記憶です。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：ちょうどいいぐらいというか。休憩が入っていたので。ちょっと集中するには今ぐらいの休憩をいただいた方が。話の切りのいいところでいいんですけども。今ぐらいのペースで休憩をいただいた方が頭の整理はできるかなと思います。

司会者：3番さんは予定表によりますと、被告人質問の弁護人の持ち時間が2時間の予定でした。1時間、弁護士が質問して、15分休んで、また1時間弁護士が質問して、また休憩を取り、その次に、検察官が40分質問して、休憩を取って最後に裁判所が聞くという感じでしょうか。

裁判員経験者 3：多分そんなになかったと思います。検察官の方が長かったと思います。弁護士さんは2時間よりも短かったと思います。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：休憩の間隔、頻度ということでは、良かったと思います。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：私の場合は大体60分ぐらいですかね。弁護人の方とかもあって。休憩が15分位しかないんですけど。その15分の間で法廷から評議室に行くのにエレベーターで行かないといけないので。エレベーターが来なかったりなんかして、ほとんど休憩があってもないような。ばたばたしたような感じだったんで。そこがすごく疲れたなと思うんですけど。配分的にはこれでいいとは思ったんです。

司会者：休憩は15分あるけど実質15分休憩できなかったと。こういうことですよね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：ありがとうございます。よろしいですか。では時間も少々まいりましたので次は守秘義務の関係です。特に評議の秘密を漏らしてはいけませんということを課せられているわけですが、そこら辺のお考えがあればお聞きしたいと思います。言っているものと良くないものの区別について分かりましたでしょうか。守秘義務についての意見と感想をお伺いしたいと思いますけども、1番さんはいかがでしょう。そんな義務、困ったなあということなのか。守秘義務の解釈とかの関係で困ったということはなかったでしょうか。

裁判員経験者 1：なかったです。

司会者：2番さんいかがでしょう。

裁判員経験者 2：いまだに悩むところはあるというか。整理すれば分かるんですけども。自分の口が危ないときもありますし。後ここまで言っているんだよと言われたことを人に言っていると逆にそれ言っているのと言われて不安になったりとかもありましたけども。余り整理が。冷静になればつくんですけど。ちょっと難しいです。

司会者：3番さんよろしいでしょうか。

裁判員経験者 3：守秘義務の細かいところがちょっと。これは言っている。これは駄目というのが余り分からなかった。必要最低限の人以外にはほとんど話さないままになっています。触れるのがちょっと怖いというか。どこで関係者がいるか分からない、じゃないですけど。それでもう終わった1か月後くらいから誰にも何も言わないような感じになっています。

司会者：それでその、苦しいとか精神的に。

裁判員経験者 3：特には。大丈夫です。

司会者：4番さんお願いします。

裁判員経験者 4：そうですね。余り話さないようにはしています。やっぱりそれは言っているのは駄目なんだろうけど向こうが言うので。公判でやったことは話して大丈夫だと分かっています。

裁判員経験者 5：裁判長の方とかがそういう形で説明はちゃんとしてくれたの

で。自分の中ではそれを守って。でもほぼなるべく話さないように努力はしていますけれど。暴力団の方が絡んだ事件だったので法廷にもその方らしい方がいっぱい来てたので。すごく精神的にしんどいイメージがありました。

司会者：ありがとうございます。それでは最後になりますけどもこれから裁判員候補者になる方々に何かメッセージがあれば言っていたきたいと思います。1番さん、お願いします。裁判員なんかやるもんじゃないよとかですね。是非やってみたらとかあれば。それほど心配しなくてもいいよとかいろんな、やってみての御感想だったりでもいいんですけれども。

裁判員経験者 1：私は裁判員やらせてもらってすごい良かったと思ってるので。是非やる機会があればやっていただけたらと思います。

裁判員経験者 2：ちょっとメッセージの前に。私自身は裁判員制度というのがどういう利点があるのかいまだにちょっと。それも聞きたくて今日来たというのもあるんですけど。裁判員制度が続くとするならば、経験するということが裁判のことはそれまでよりも関心を持つようになりました。テレビで事件のことがあると裁判員裁判だと思ったり。意識は確かに高まったので。全く何も分からないで、何か選ばれてやってるなと思うよりは、分かったということがすごく良かったと思っています。

司会者：ありがとうございます。3番さん。

裁判員経験者 3：私も。こんな素人が出て行ってどうするんだと思ってましたけども。現に検察官の方にお伺いしたら、裁判員に分かりやすいようにと資料を作ってくださいっているということでしたし、一緒に審理、評議させていただいた裁判長、裁判官の方々もすごくかみ砕いて説明の時間をたくさんとって、一つ一つ説明してください。こうやって私たちが、裁判員がいなかったらもっとさくさく進むんだろうとは思いました。法律という点に関しては素人の集団が入ってくることですごく効率悪くなってるのを、そうしてまでというか。そういう制度が作られたということにはやはり意味があるということなのかなと思いますので。これからは抽選で選ばれた方がいたら、そうやって用意され

ているもので、たくさんの方がそうやって心を尽くして作って、運用している制度というのも自分の目で確かめるというのもすごく貴重な体験になるかと思っています。

司会者：ありがとうございます。4番さんどうですか。

裁判員経験者4：自分としては、選ばれて良かったです。評議は、外部から完全に遮断された場所で行いましたし、しっかり休憩もありました。結論として、僕は今回裁判員に選ばれてすごく良かったと思うので、会社に戻って、それは伝えていきたいです。

司会者：5番さん、お願いします。

裁判員経験者5：人が人を裁くというのはちょっと大変なことでもあるし、辛いことでもあるんですけども。やはりこういう経験することで物の見方も変わってきますし。その経験もプラスになると思いますので。選出された方はやっぱり出てもらって忌憚のない意見を述べてもらって、この制度というのを皆さんに知ってもらおうというのがいいかなと思います。

司会者：時間オーバーしてしまいましたけども、本日は皆様、貴重な御意見ありがとうございます。これらの御意見を踏まえ、今後の裁判員裁判に活かしていきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。以上をもって、終了といたします。

以 上